

2020年7月9日

生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型)『あしたも充実』の 払込保険料に関する取扱いを一部変更し、幅広い資産形成ニーズにお応えします

MS&ADインシュアランス グループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長:永井 泰浩)は、お客さまの「長期・積立・分散投資」をサポートする平準払の個人年金保険『あしたも充実』について、2020年7月13日から、最低払込保険料に関する取扱いを一部変更します。

『あしたも充実』は、保険料払込期間にわたって、毎月一定額の保険料を円で払込みいただき、外貨に換算して積み立てた年金原資をもとに、年金を受取ることができる個人年金保険です。長期間にわたり定額の円を毎月外貨に換算する「ドルコスト平均法」のしくみによって、為替リスクの低減が期待できます。さらに、「トンチン性」のしくみ*を活用することによって年金原資をより大きくする工夫があります。

本商品の毎月の払込保険料については、従来、月額1万円以上かつ払込期間中の総額を300万円以上としていましたが、今般、払込総額に関する取扱いを廃止します。これにより、払込保険料の総額にかかわらず月額1万円からご加入いただけるようになり、幅広い年齢層で、お客さまのライフプランや準備資金の状況に応じた資産形成にお役立ていただける、これまで以上に魅力ある商品となっています。

弊社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまニーズにきめ細かくお応えするとともに、お客さまの「元気で長生き」を支える魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

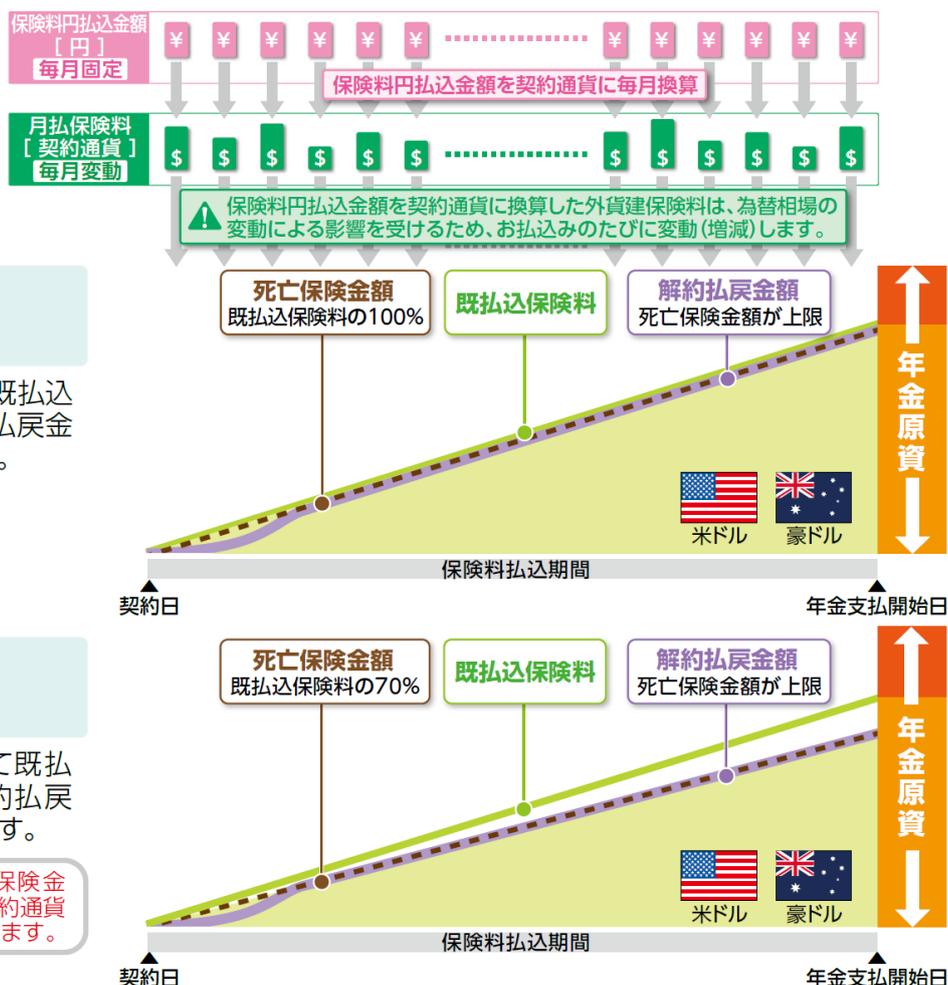
* 「トンチン性」とは、「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受取ることができる保険の性質を指します。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 経営企画部 広報担当 電話 03-3279-9001

■ 商品イメージ図

イメージ図



契約年齢が**49歳以下**

100%保障型

死亡保険金は、契約通貨建て既払込保険料の**100%**となり、解約払戻金は死亡保険金を上限とします。

契約年齢が**50歳以上**

70%保障型

死亡保険金は、契約通貨建て既払込保険料の**70%**となり、解約払戻金は死亡保険金を上限とします。



70%保障型の場合、死亡保険金および解約払戻金の額は契約通貨建て既払込保険料を下回ります。

※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の年金原資等を保証するものではありません。

※商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

※契約年齢により、ご指定いただける保険料払込期間が異なります。

※100%保障型の場合、保険料払込期間中の被保険者の年齢が50歳以上となる年単位の契約応当日に、死亡保険金の支払額を変更し、死亡保障を低く抑えることで、変更前より年金原資を大きくすることができます。

■ 主なお取扱いについて

契約通貨		米ドル／豪ドル
保険料 円払込金額	最低	月額1万円(1,000円単位)
	最高	月額40万円
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～80歳
保険料払込方法		月払
保険料円払込金額の払込プラン		月払プラン、半年払プラン、年払プラン、前納
保険料払込期間		10年以上50年以下 ※ご契約後に変更することはできません。 ※契約年齢により、ご指定いただける保険料払込期間が異なります。
年金支払開始年齢の範囲		10歳～90歳
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・解除)の対象です。
付加できる主な特約		個人年金保険料税制適格特約、遺族年金支払特約、円支払特約、 年金円支払特約、指定代理請求特約
減額		減額後の毎月の保険料円払込金額1万円以上
増額・一部解約		お取扱いいたしません

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■ 為替リスクについて

この保険は、死亡保険金、解約払戻金、年金等(以下、保険金等)を円で受取る場合、為替相場の変動により、換算後の保険金等の金額が、お申込みいただいた保険料円払込金額の合計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。また、保険料円払込金額を契約通貨に換算した外貨建保険料は、為替相場の変動による影響を受けるため、お申込みのたびに変動(増減)します。

■ 預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■ 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 保険料払込期間中にご負担いただく費用

- ・払込保険料から新契約の締結に必要な費用として新契約費用、保険料の集金に必要な費用として集金費用を控除します。
 - ・保険料払込期間中に適用される積立利率の算出に用いる基準利率は、保険料払込期間に応じた年数および契約通貨に応じた指標金利の $-1.0\% \sim +1.5\%$ の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。なお、基準利率は 0.01% を下回ることはありません。
※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
 - ・契約内容に応じて、契約日から一定期間は、積立金額から死亡保険金を支払うための死亡保障費用を控除する場合があります。
- ※これらの費用は、保険料払込期間、経過期間、契約通貨、被保険者の年齢、性別等によって異なるため、その計算方法を表示することができません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合の円入金特約レート	TTM+50銭*
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭

* 年払プランの場合は、為替手数料の優遇があり、TTMを使用します。

● 年金支払期間中にご負担いただく費用(遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約時にご負担いただく費用

解約時にご負担いただく費用はありません。